



警察庁

National Police Agency

警察における死因究明等の推進

平成24年11月16日

第2回死因究明等推進計画検討会

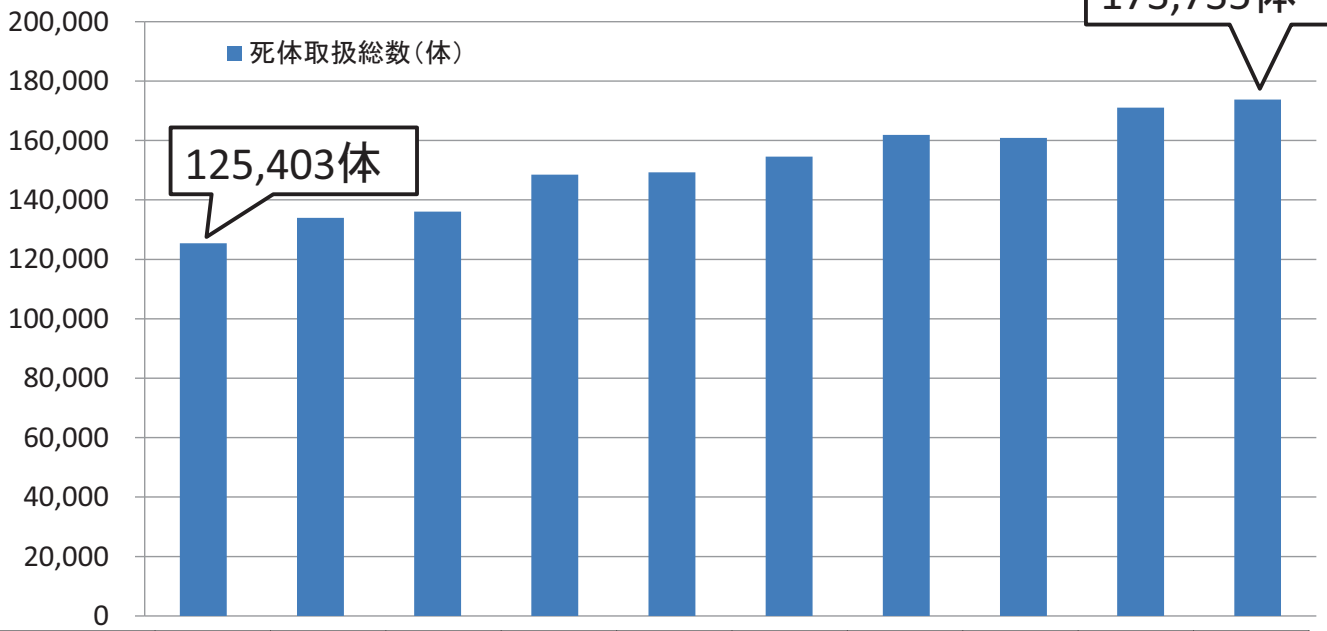
警 察 庁

1

第1 死体取扱いの現状

2

1 死体取扱総数の推移

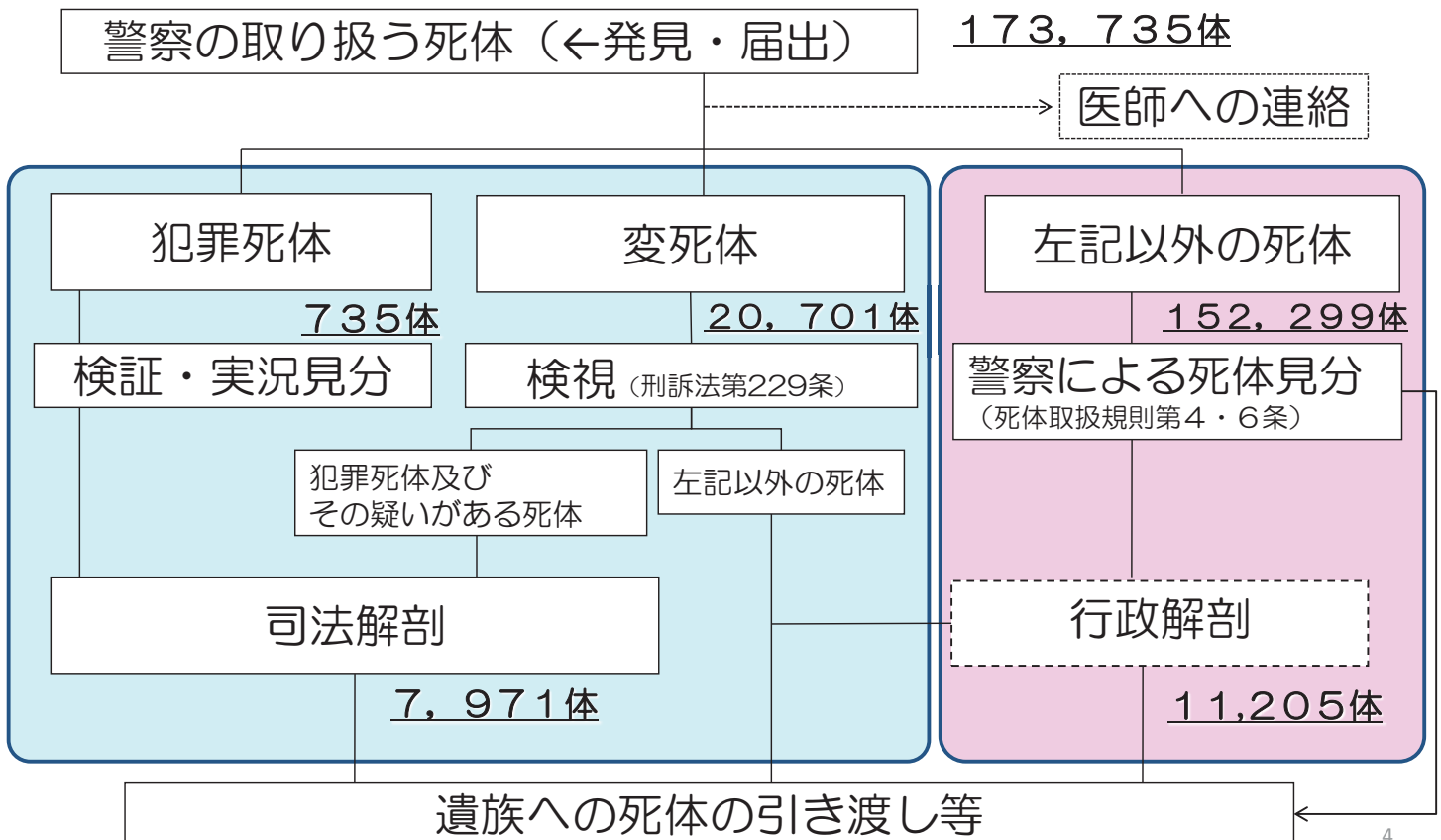


	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
死体取扱総数(体)	125,403	133,922	136,092	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	173,735
犯罪死体(体)	1,869	1,777	1,528	1,087	927	858	984	811	834	735
変死体(体)	13,813	13,770	12,448	12,969	12,747	14,076	15,038	15,731	18,383	20,701
犯罪死体・変死体以外の死体(体)	109,721	118,375	122,116	134,419	135,565	139,645	145,816	144,316	151,808	152,299

3

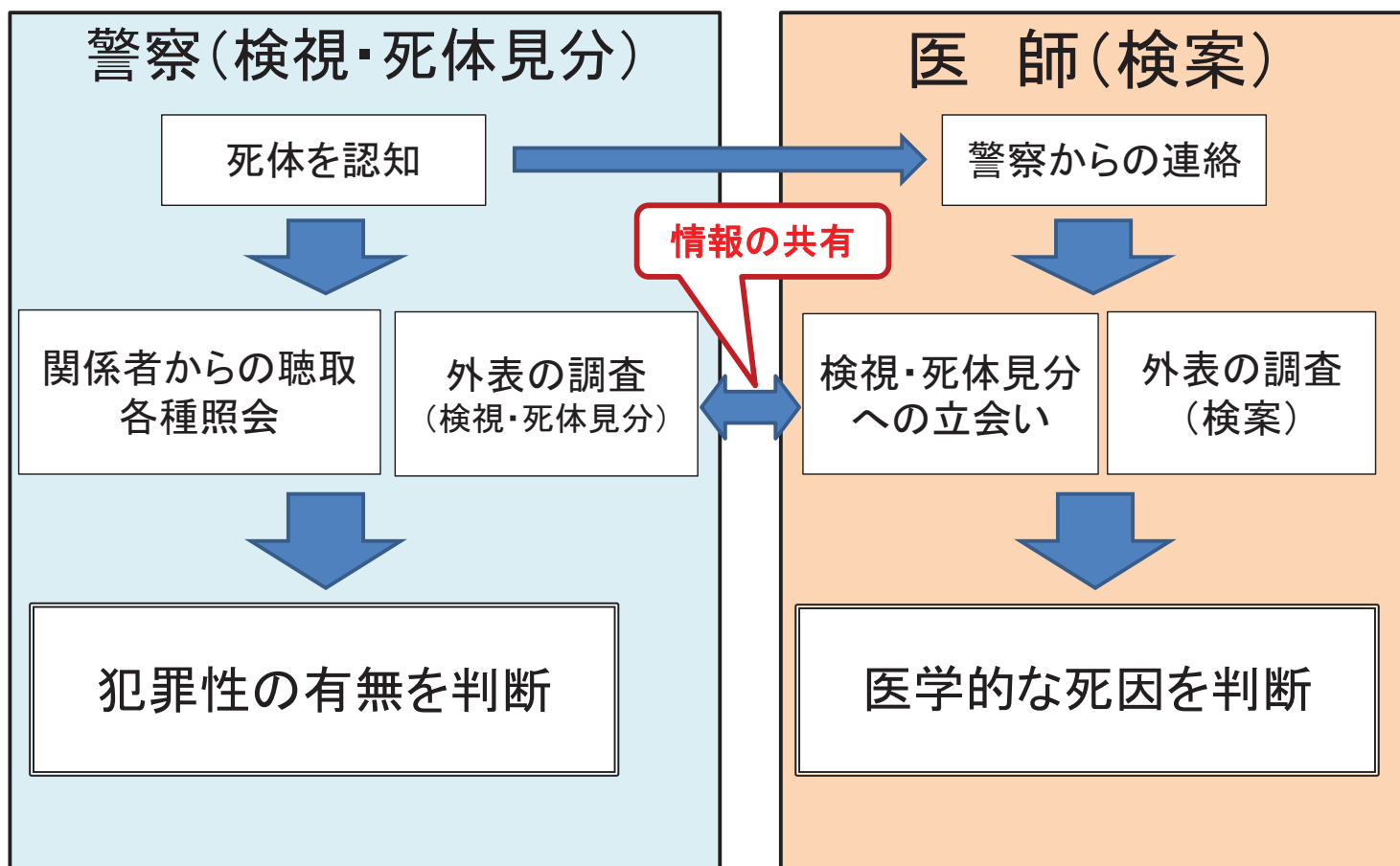
2 警察の取り扱う死体の流れ

○ 数字は平成23年中の死体取扱数
(東日本大震災被害者、交通関係を除く。)



4

3 死因究明等における警察と医師の役割分担



5

4 犯罪死の見逃し等事案の発生

- 平成10年以降に発覚した犯罪死の見逃し等事案として45件を把握
- このうち、
 - 検視官が現場に臨場していなかったものは35件
 - 簡易薬物検査キットを使用していれば、犯罪死であることを見抜けた可能性があるものは8件
 - 保険金照会が行われていれば、犯罪死であることを見抜けた可能性があるものは12件
 - 解剖を行っていないものは41件

6

5 諸外国における法医解剖の状況

	人口	異状死体の解剖率	全死体に占める異状死体の解剖率
米国 ワシントン州キング郡	約188万人	12.5%	9.2%
英国 イングランド&ウェールズ	約5,500万人	45.8%	21.1%
ドイツ(ハンブルク州)	約174万人	19.3%	5.8%
スウェーデン	約930万人	89.1%	5.9%
フィンランド	約500万人	78.2% (ただしヘルシンキ市)	24.4%
オーストラリア ビクトリア州	約500万人	53.5%	7.6%
日本	約13,000万人	11.2%	1.6%
東京都区内	約895万人	20.2%	4.4%
大阪市内	約267万人	32.7%	6.3%
神戸市(7区)内	約107万人	67.1%	10.1%

※ 異状死体の定義は国により相違しているため、異状死体数は第一次死体取扱機関(日本における警察)に対する届出数で計算。

※ 解剖率は、アメリカ2008年中、英国、ドイツ、スウェーデン、フィンランド2009年中(ただしヘルシンキ2008年中)、オーストラリア2009年7月から2010年6月まで、日本(東京都区内、大阪市内及び神戸市(7区)内を含む。)2010年中。

※ 東京都区内については、東京都区内に所在する警察署が取り扱った死体数を基に計算。

※ 大阪市内については、大阪市内に所在する警察署が取り扱った死体数を基に計算。

※ 神戸市(7区)内については、神戸市のうち、東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区及び垂水区内に所在する警察署が取り扱った死体数を基に計算。

7

第2 警察における取組

(犯罪死の見逃し等事案の発生を踏まえて)

1 検視体制の強化

(1) 検視官等の増員及び臨場率の向上

- 検視官とは、原則として、
 - 警視の階級にある警察官
 - 警察大学校における法医専門研究科を修了した警察官であって、ア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 刑事部門における10年以上の捜査経験を有する者のうち、検視・死体見分に係る法令・実務等に精通したもの
 - イ 警部補以上の階級における強行犯捜査、検視・死体見分又は鑑識に関する4年以上の経験を有する者
- 平成21年度以降、検視官及び検視官補助者を増員

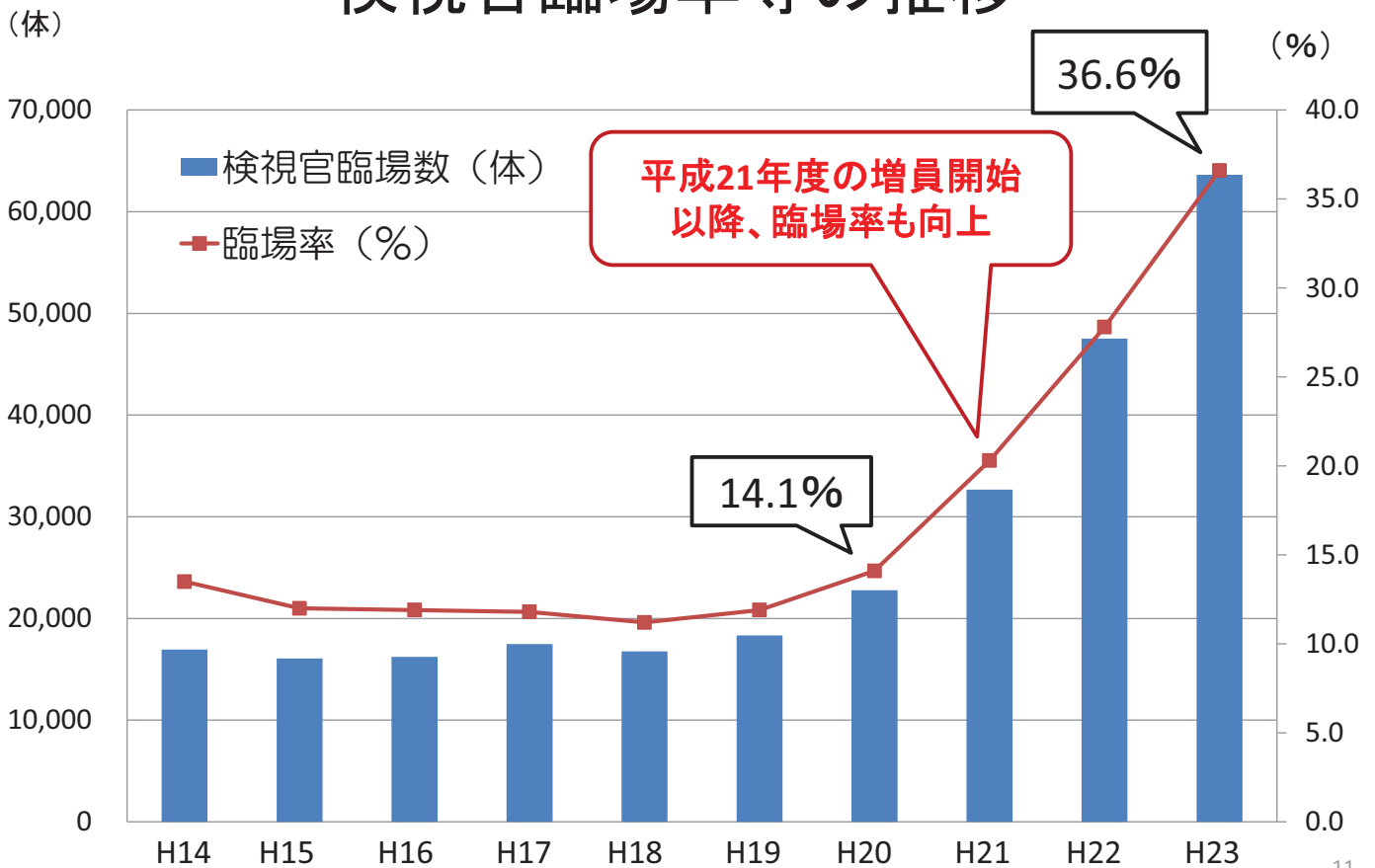
9

検視官及び検視官補助者の体制

	検視官	検視官補助者
平成20年度	160名	169名
平成21年度	196名	317名
平成22年度	221名	358名
平成23年度	268名	450名
平成24年度	304名	520名

10

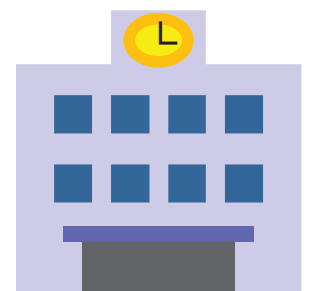
検視官臨場率等の推移



(2) 教養の充実強化

○ 法医専門研究科(警察大学校)

- ・ 検視官を対象
- ・ 年2回、約2カ月
- ・ 年間受講枠80人→120人に増加



○ 検視実務専科(関東、近畿管区警察学校)

- ・ 検視官の補助者を対象
- ・ それぞれ年2回、約3週間
- ・ 年間受講枠80人→160人に増加(近畿管区を新設)

○ 重点専科等(都道府県警察学校)

- ・ 新たに警察署の刑事課に配属される者
- ・ 警察署の刑事課員
- ・ 昇任予定者

等を対象

2 装備資機材の整備・活用等

(1) 装備資機材の整備

○ 検視支援装置の整備

- 23年度以降、5カ年計画により都道府県警察における装置の整備について予算措置
- 25年度概算要求 補助金33百万円



○ 検視官用車両の整備

- 全国で221台を整備

13

(2) 検査の実施

○ 薬物検査キット等の積極的な活用

- 25年度概算要求 簡易薬物検査キット
購入経費
国費51百万円 補助金116百万円



○ CT検査の積極的な活用

- 25年度概算要求 画像検査料
国費51百万円 補助金3百万円



(3) その他

○ 携帯エコー、ポータブルデジタルX線装置の活用

- 全国に整備済み

14

3 解剖の充実に向けた取組

○ 司法解剖経費

- 25年度概算要求 国費1,566百万円
(24年度1,390百万円から増額)

○ 行政解剖経費(新規)

- 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づく解剖の実施に要する経費
- 25年度概算要求 補助金156百万円

15

4 医師・歯科医師との連携

○ 法医学者等による立会い

- 19都道府県において、大学法医学教室に在籍する医師による検視・死体見分への立会いを実施

○ 警察医会、医師会等との合同研修

- 大学医学部の教授による講演、検視官による事例紹介・死体取扱状況の報告等を実施

○ 歯科医師会との合同研修

- 歯科所見の記載方法、災害時の身元確認方法等に関する講演・研修等を実施

16

5 死体関連初動捜査力の向上

○ 生命保険加入状況照会の迅速化

- 犯罪死を見逃さないためには、不自然な生命保険加入履歴がないか調査することが有効
- 従来は各保険会社への照会が必要であったが、生命保険協会が、警察からの照会に一元的に対応する制度を構築



25年度 運用開始予定

照会に対する回答をより迅速に得ることが可能に！

- 生命保険加入状況照会手数料(新規)
25年度概算要求 補助金2百万円

17

6 身元確認の高度化

○ 身元確認におけるDNA型・歯科所見の更なる活用

- 現在も個別の事案ごとに、必要に応じてDNA型や歯科所見を活用
- 「身元不明死体の情報」と「行方不明者の情報」を保管・対照する現行制度に、DNA型及び歯科所見の情報を付加することを検討



より効果的な身元確認作業が可能に！

18

第3 犯罪死見逃しの 絶無に向けた今後の課題

19

○ 死体関連初動捜査の徹底

- ・ 検視官の現場臨場率の更なる向上
- ・ 関係者からの事情聴取、裏付け捜査、各種照会等の更なる徹底

○ 医師との連携強化

- ・ 犯罪死を見逃さないためには、医師による医学的見地からの助言は不可欠であり、さらに、「死因・身元調査法」に基づく検査の実施にも、医師の協力は不可欠
- ・ 臨床医としての診察・治療業務の傍らで検視・死体見分への立会業務に従事しており、立会医師にとって負担



- ・ 立会医師の法医学的な知識・能力の更なる向上
- ・ 立会医師の確保

○ 解剖受入体制の整備

- ・ 必要な解剖を円滑に実施できる体制の整備

20